

議員定数条例改正

● 発議第7－8号 竹原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案

- ・要 旨／少子高齢化に伴う人口減少が進んでいる中、市民からは不断の行財政改革が強く求められているとともに、インターネット等の普及により、情報収集や情報発信を含めた議員活動が今まで以上に効率的にできる環境が整っていることから、議員定数を削減するもの。
- ・内 容／議員の定数を12人とする。
- ・施行期日／次の一般選挙から施行する。

討 論

《賛成の要旨》以下の理由で賛成する。

▶ 今田議員

- ・令和7年1月30日付で議長から議会運営委員会に諮問があり、約10か月間の期間で結論を出して、提案されているため。
- ・人口減はこれからも激しく続くので、先手を打つという意味もあるため。

▶ 堀越議員

- ・全議員会議での議決事項すべてが決定事項ではないが、非常に大きな決定だと認識しているため。
- ・1人あたりの仕事量は増えるが、様々なツールを活用して、今以上に市民の皆さんの声を吸い上げ、福祉向上のためにしっかりと反映していくことが議員としての責務であるため。

▶ 平井議員

- ・竹原市の人口規模で自浄作用がない議会なのであれば、定数は10人でもいいと思うが、まずは最低限2名減は市民の気持ちだと考えるため。

《反対の要旨》以下の理由で反対する。

▶ 村上議員

- ・人口規模と議会の負担を踏まえると、まずは1名減が妥当であるため。
- ・行政課題は増えており、拙速に2名を減らすことは議会力が低下する。また、十分な協議を行わず削減を決めるのは、市民の理解や信頼を損ないかねないため。

▶ 道法議員

- ・女性や若手、専門性を持つ方たちが挑戦してみよう、議員になってみようと思うことを、議員定数自体が減ることは、その市民の多様性を失うことにもなりかねないため。
- ・議員定数は行政コストではなく、定数削減が直ちに議会改革とは限らないため。

▶ 松本議員

- ・市議会議員の仕事は、住民の要求を実現することや市政の無駄遣いをチェックする重要な仕事であるため。
- ・2名削減することは、多様な市民の意見を反映する議会制民主主義の度合いを崩壊させると言っても過言ではないため。

● 議員定数の変遷

条例定数	議 決 年 月 日	施 行
18人	平成14年9月24日	平成14年11月選挙
16人	平成17年12月2日	平成18年11月選挙
14人	平成22年9月15日	平成22年11月選挙
12人	令和7年12月5日	令和8年11月選挙（予定）

議会基本条例制定

議会基本条例制定

■ 議会基本条例制定までの経緯

日 付	会 議 名 等	内 容
令和 7 年 1 月 30 日	諮 問	議長から議会運営委員会に対して、議会基本条例について諮問した。
令和 7 年 3 月 14 日	議会運営委員会	他市町村の議会基本条例を調査研究していくこととした。
令和 7 年 5 月 9 日	中間答申	議会基本条例については、他市町村の議会基本条例を調査研究し、制定するよう議会運営委員会から議長に答申した。
令和 7 年 5 月 23 日	議会運営委員会	他市町村の議会基本条例と比較検討した。
令和 7 年 6 月 25 日	全議員会議	議会基本条例 (案) を示した。 修正、追加等について、意見を募ることとし、市民アンケートで議会報告会の必要性等について調査するよう検討した。
令和 7 年 9 月 ~ 10 月	市民アンケート	市民アンケートを 9 月 5 日から 10 月 17 日まで実施した。
令和 7 年 11 月 11 日	全議員会議	前回の全議員会議での案に議員からの意見を反映させた条例案を次回定例会に上程することとした。
令和 7 年 12 月 5 日	本会議	全会一致で可決した。

● 発議第 7 - 6 号 竹原市議会基本条例案

- ・ 要 旨 / 議会と議員の活動原則を規定するとともに、市民との連携を積極的に推進していくための議会報告会を実施していくことや、議会や議員のあるべき姿、議会運営に関する基本的事項について定めるもの。
- ・ 施行期日 / 公布の日
- ・ 条例抜粋
(市民参加及び市民との連携)
第 5 条第 4 項 議会は、議会活動について市民に対し説明責任を果たすとともに市民との連携を積極的に推進する観点から議会報告会を開催するものとする。
(議会及び議員の責務)
第 23 条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

議員定数条例改正

■ 議員定数条例改正までの経緯

日 付	会 議 名 等	内 容
令和 6 年 11 月 22 日	議会運営委員会	議員定数について、今後議論していくことを決定した。市民アンケートにより幅広く意見を募り、議員全体で議論を進めていくこととした。
令和 7 年 1 月 30 日	諮 問	議長から議会運営委員会に対して、議員定数について諮問した。
令和 7 年 1 月 30 日	議会運営委員会	議員定数については、議員全員で協議していく必要があるとの意見があり、全議員会議等で議論していくこととした。
令和 7 年 2 月 12 日	議会運営委員会	議員定数について、令和 7 年中に結論を出すこととした。
令和 7 年 5 月 9 日	中間答申	議員定数について、市民アンケートを実施するとともに、議員間で十分議論し、年内に結論を出すことを議会運営委員会から議長に答申した。
令和 7 年 9 月 ~ 10 月	市民アンケート	市民アンケートを 9 月 5 日から 10 月 17 日まで実施した。
令和 7 年 11 月 11 日	全議員会議	アンケートの集計結果より、議員定数は削減する方針を決定し、削減人数については、次回の全議員会議で決定することとした。
令和 7 年 11 月 25 日	全議員会議	削減人数について協議し、1 名削減か 2 名削減で採決を行った結果、2 名削減となった。
令和 7 年 12 月 5 日	本会議	2 名削減する議員定数の改正条例を、賛成 7 名、反対 6 名で可決した。